

## 金融機関等のグループ経営に係る制度整備の取組み

	金融機関のグループとしての業務範囲の見直し等に関する制度整備	業務の健全かつ適切な運営の確保等のための制度整備
平成 9 年度	○金融持株会社の解禁	
平成 10 年度	保険会社と銀行・証券の間の子会社方式による参入の解禁 ○銀行の証券子会社の業務範囲の完全撤廃	銀行における連結自己資本比率規制の導入 ○連結ベースのディスクロージャー制度の整備 ○上場会社等の子会社に関する重要事実をインサイダー規制の対象に追加
平成 13 年度	銀行・保険会社の子会社の従属業務と金融関連業務の兼営の解禁	
平成 14 年度		○銀行と証券会社の店舗共有制限の撤廃
平成 15 年度	保険会社による他の金融業を行う者の業務の代理・事務の代行の解禁	
平成 16 年度	○銀行・保険会社による証券仲介業務の解禁 ○銀行・保険会社の子会社の範囲に信託専門会社を追加	
平成 17 年度	○銀行代理業制度の導入	○上場会社の親会社が非開示会社である場合の当該親会社に対する情報開示の義務付け
平成 20 年度	○銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大 ・リスク管理等に優れた銀行等の兄弟会社に対する商品現物取引等の解禁 ・銀行・保険会社等本体に対する排出量取引の解禁 ・銀行・保険会社等の子会社等に対するイスラム金融の解禁 ・銀行本体による外国銀行の業務の代理・媒介制度の導入	○銀行・証券会社・保険会社の間で役職員の兼職規制の撤廃 ○利益相反管理体制の構築 ・銀行・証券会社・保険会社による適正な情報管理と適切な内部管理体制の整備を実施
平成 22 年度		○証券会社・保険会社に対する連結規制の導入 ・一定規模以上の証券会社に対する連結ベースの事業報告義務、連結自己資本規制の導入 ・保険会社に対する連結財務健全性基準の導入

(注) 公布時点で記載。